

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休むとき、
翌日)
の翌日

◇条 例 鳥取県税条例の一部を改正する条例

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十五号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第一号中「第七十二条の二十五第三項」を「第七十二条の二十五第五項」に改め、同項第四号中「第十五条の三第一項」を「第

十五条の三第一項から第三項まで」に改め、同項に次の二号を加える。

十 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十五条の二第一項の規定により申告書の提出期限が延長された場合における当該申告書に係る税額 当該税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日から当該申告書の提出期限までの期間

十一 法第七十二条の二十五第三項（法第七十二条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による申告納付に係る税額 当該申告納付に係る各事業年度終了の日後二月を経過した日から当該申告書の提出期限までの期間

第二十九条第五項中「（昭和四十年法律第三十四号）」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第三十二条第一項第三号中「五十万円」を「六十万円」に改める。

第五十二条第一号ただし書を次のように改める。
ただし、法第七十二条の二十五第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けている法人にあつては同条同項の規定により指定された日まで、同条第三項の規定の適用を受けている法人にあつては当該各事業年度終了の日から三月以内又は同項の規定により指定された月数の期間内

第七十一条第五項を次のように改める。

5 第三項の製造たばこの本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、刻みたばこ、葉巻たばこ及びパイプたばこの本数の算定については、それぞれその一グラムをもって紙巻たばこの一本に換算するものとする。

第九十四条の三第一項中「千二百円」を「千七百円」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に、「六百円」を「八百五十円」に改める。

第九十四条の四第一項中「二千四百円」を「三千四百円」に改める。
 第九十八条第一項中「第二十四号様式による」を削り、「但し」を「ただし」に改める。

第一百一条第三項中「二千四百円」を「三千四百円」に、「千二百円」を「千七百円」に改める。

附則第十四項を削り、附則第十五項を附則第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

(徴収猶予等に係る延滞金の特例)

15 当分の間、法附則第三条の二の政令で定める期間内は、同条の政令で定めるところにより、第二十四条第一項第四号の規定による延滞金で法第十五条の三の規定による徴収の猶予をされた期間につき徴収されるもの並びに第二十四条第一項第十号及び第十一号の規定による延滞金に係る同項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、日本銀行の基準割引歩合の引上げに應じ、年十二・七七五パーセントの割合の範囲内で定める割合とする。

附則第二十二項中「昭和五十一年度」を「昭和五十六年度」に改める。

附則第二十三項中「昭和五十年」を「昭和五十五年」に改める。

附則第三十二項中「昭和四十六年度から昭和五十一年度まで」を「昭和五十年度から昭和五十六年度まで」に、「第三十四項第一号」を「附則第三十四項第一号」に、「百分の二(昭和四十六年度分及び昭和四十七年度分については百分の一・三とし、昭和四十八年度分及び昭和四十九年度分については百分の一・六とする。）」の税率を適用して」を「次の各号に掲げる場合の区分に應じ当該各号に掲げる金額(昭和五十年度分及び昭和五十一年度分については、百分の二の税率を乗じて計算した金額)に相当す

る」に改め、同項に次の各号を加える。

一 課税長期譲渡所得金額が二千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の二に相当する金額

二 課税長期譲渡所得金額が二千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 四十万円

ロ 課税長期譲渡所得金額につき本項の規定の適用がなく、かつ、第三十二条の二第二項の規定によつて所得税法第二十二條第二項第二号中「二分の一」とあるのを「四分の三」と読み替えて同項の総所得金額の計算の例により第三十二条の二第一項に規定する総所得金額を算定した場合に算出される県民税の所得割の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち二千万円を超える部分に係る県民税の所得割の額として法附則第三十四條第一項第二号ロの政令で定めるところにより計算した金額

附則第三十五項中「第三十二項」を「附則第三十二項」に、「昭和四十九年度から昭和五十一年度までの各年度分」を「昭和五十年度分及び昭和五十一年度分」に、「(昭和四十六年度分及び昭和四十七年度分については百分の一・三とし、昭和四十八年度分及び昭和四十九年度分については百分の一・六とする。）」及び「(昭和四十九年度分については、百分の一・三)」を「の税率」に改める。

附則第三十七項中「昭和四十六年度から昭和五十一年度まで」を「昭和五十年度から昭和五十六年度まで」に改め、同項第一号中「第四十項」を「附則第四十項」に、「第三十四項第一号」を「附則第三十四項第一号」に改め、同項第二号中「本項の規定の適用がないものとした」を「本項の規

定の適用がなく、かつ、第三十二条の二第二項の規定によつて所得税法第三十三条第三項第一号中「その資産の取得の日以後五年以内にされたもの」とあるのを「昭和四十四年一月一日以後に取得した資産に係るもの」と読み替えて同法第二十二條第二項の総所得金額の計算の例により第三十二条の二第一項に規定する総所得金額を算定した」に改める。

附則第三十九項を次のように改める。

39 附則第三十七項に規定する譲渡所得で、その基因となる土地等の譲渡(租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等の譲渡をいう。)が同法第二十八條の六第二項第一号から第三号までに掲げる譲渡に該当するところにつき法附則第三十五條第三項の自治省令で定めるところにより証明がされたものに係る附則第三十七項の規定の適用については、同項第一号中「百分の四」とあるのは「百分の二」と、同項第二号中「計算した金額の百分の百十に相当する金額」とあるのは「計算した金額」とする。

附則第四十四項を削り、附則第四十三項中「次項において同じ。」を削り、同項を附則第四十四項とし、附則第四十二項を附則第四十三項とし、附則第四十一項を附則第四十二項とし、同項の前に次の一項を加える。

(昭和五十年年度分及び昭和五十一年年度分の県たばこ消費税の特例)

41 昭和五十年年度分及び昭和五十一年年度分の県たばこ消費税に限り、第七十一条第三項の規定の適用については、同項中「製造たばこの本数を」とあるのは、「製造たばこの本数に法附則第十二條の二の政令で定める率を乗じて得た本数を」とする。

附則第四十五項を附則第四十七項とし、同項の前に次の二項を加える。

45 道路運送車両法第四十一条の規定により昭和五十一年四月一日以降に適用されるべきものとして定められる自動車排出ガスに係る保安上の技

術基準に適合する自動車のうち法附則第三十二条第三項の自治省令で定めるもの及び電気を動力源とする自動車と同項の自治省令で定めるもの(以下本項において「電気自動車」という。)の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が次の各号に掲げる期間内に行われたときに限り、第三百三十五條の六及び前項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき第三百三十五條の六又は前項の規定に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に掲げる率をそれぞれ控除した率とする。

一 昭和五十年四月一日(当該保安上の技術基準を定めた法令が同日後に公布された場合には、当該法令の公布の日)から昭和五十一年三月三十一日まで 百分の二

二 昭和五十一年四月一日から適用期間満了日まで 百分の一(電気自動車にあつては、百分の二)

46 前項第二号に規定する適用期間満了日とは、同項第一号に規定する法令の施行前に道路運送車両法第七十五條第一項の規定によりその型式について指定を受けていた自動車で法附則第三十二条第四項の自治省令で定めるものにつき前項に規定する保安上の技術基準が適用されることとなる日の属する月の六月前の月におけるその日に応ずる日(その日に応ずる日がないときは、当該月の末日)の前日をいい、同日が昭和五十一年五月三十一日以前となるときは、同日とする。

第一号様式その一中「第一号様式その一」を「第一号様式その一(第二條、第九條、第二十四條、第四十二條、第四十四條、第五十二條、第五十六條関係)」に改める。

第一号様式その二中「第一号様式その二」を「第一号様式その二(第二

条、第九条、第二十四条関係)」に改める。

第一号様式その三中「第一号様式その三」を「第一号様式その三(第二号、第九号、第二十四条、第八十八条、第九十一条関係)」に改める。

第一号様式その四中「第一号様式その四」を「第一号様式その四(第二号、第九号、第二十四条関係)」に改める。

第二号様式中「第二号様式」を「第二号様式(第二条、第九号、第二十四号、第八十七条、第九十一条、第九十八条、第一百零八条、第一百四十三号、第一百五十三号の二関係)」に改める。

第三号様式その一中「第三号様式その一」を「第三号様式その一(第二号、第二十四条関係)」に改める。

第三号様式その二中「第三号様式その二」を「第三号様式その二(第二号、第二十四条関係)」に改める。

第三号様式その三中「第三号様式その三」を「第三号様式その三(第二号、第二十四条関係)」に改める。

第三号様式その四中「第三号様式その四」を「第三号様式その四(第二号、第二十四条関係)」に改める。

第三号様式その五中「第三号様式その五」を「第三号様式その五(第二号、第二十四条関係)」に改める。

第三号様式その六中「第三号様式その六」を「第三号様式その六(第二号、第二十四条関係)」に改める。

第四号様式中「第四号様式」を「第四号様式(第二条関係)」に改める。

第五号様式中「第五号様式」を「第五号様式(第四条関係)」に改める。
第六号様式中「第六号様式」を「第六号様式(第四条関係)」に改める。
第十二号様式中「第十二号様式」を「第十二号様式(第二十一条関係)」に改める。

に改める。

第十三号様式中「第十三号様式」を「第十三号様式(第二十五条関係)」に改める。

第十三号の二様式中「第十三号の二様式」を「第十三号の二様式(第二十五条関係)」に改める。

第十四号様式中「第十四号様式」を「第十四号様式(第四十三条、第五十五条関係)」に改める。

第十六号様式中「第十六号様式」を「第十六号様式(第七十六条関係)」に改める。

第十七号様式中「第十七号様式」を「第十七号様式(第八十二条関係)」に改める。

第十八号様式中「第十八号様式」を「第十八号様式(第八十四条関係)」に改める。

第十九号様式中「第十九号様式」を「第十九号様式(第八十五条関係)」に改める。

第十九号様式の二中「第十九号様式の二」を「第十九号様式の二(第八十五条、第八十六条、第一百五十五条関係)」に改める。

第二十号様式中「第二十号様式」を「第二十号様式(第八十六条関係)」に改める。

第二十一号様式中「第二十一号様式」を「第二十一号様式(第八十七条関係)」に改める。

第二十二号様式中「第二十二号様式」を「第二十二号様式(第八十八条関係)」に改める。

第二十三号様式中「第二十三号様式」を「第二十三号様式(第九十条、

第百五十三号関係)」に改める。

第二十三号の二様式中「第二十三号の二様式」を「第二十三号の二様式(第百七条関係)」に改める。

第二十四号様式を次のように改める。

第二十四号様式 削除

第二十四号の二様式中「第二十四号の二様式」を「第二十四号の二様式(第九十八条の三関係)」に改める。

第二十四号の三様式中「第二十四号の三様式」を「第二十四号の三様式(第九十八条の三関係)」に改める。

第二十五号様式中「第二十五号様式」を「第二十五号様式(第九十九条関係)」に改める。

第二十五号の二様式中「第二十五号の二様式」を「第二十五号の二様式(第九十九条関係)」に改める。

第二十六号様式中「第二十六号様式」を「第二十六号様式(第一百条関係)」に改める。

第二十八号様式中「第二十八号様式」を「第二十八号様式(第一百五号関係)」に改める。

第二十九号様式中「第二十九号様式」を「第二十九号様式(第百十三号の三関係)」に改める。

第三十号様式中「第三十号様式」を「第三十号様式(第百三十五号の十一関係)」に改める。

第三十号の二様式中「第三十号の二様式」を「第三十号の二様式(第百三十五号の十五関係)」に改める。

第三十一号様式中「第三十一号様式」を「第三十一号様式(第百四十四

条関係)」に改める。

第三十二号様式中「第三十二号様式」を「第三十二号様式(第百四十五条関係)」に改める。

第三十二号の二様式中「第三十二号の二様式」を「第三十二号の二様式(第百四十五条関係)」に改める。

第三十二号の三様式中「第三十二号の三様式」を「第三十二号の三様式(第百四十五条関係)」に改める。

第三十二号の四様式中「第三十二号の四様式」を「第三十二号の四様式(第百四十五条関係)」に改める。

第三十三号様式中「第三十三号様式」を「第三十三号様式(第百五条、第百五十一号関係)」に改める。

第三十四号様式中「第三十四号様式」を「第三十四号様式(第百五十一号関係)」に改める。

第三十五号様式中「第三十五号様式」を「第三十五号様式(第百三十七号関係)」に改める。

第三十六号様式中「第三十六号様式」を「第三十六号様式(第百四十九号の二関係)」に改める。

第三十六号の二様式中「第三十六号の二様式」を「第三十六号の二様式(第百四十九号の二関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第九十四条の三、第九十四条の四第一項及び第百一条第三項の改正規定は、昭和五十年十月一日から施行する。

(県民税に関する規定の適用)

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の鳥取県条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、昭和五十年年度分の個人の県民税から適用し、昭和四十九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、昭和五十年四月一日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する規定の適用)

4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

(県たばこ消費税に関する規定の適用)

5 新条例第七十一条第五項の規定は、昭和五十一年度分の県たばこ消費税から適用し、昭和五十年年度分の県たばこ消費税については、なお従前の例による。

(料理飲食等消費税に関する規定の適用)

6 新条例第九十四条の三、第九十四条の四第一項及び第一百一条第三項の

規定は、昭和五十年十月一日以後における飲食及び宿泊並びにその他の

利用行為(新条例第九十二条に規定するその他の利用行為をいう。)に対して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前におけるこれらの行為に対して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する規定の適用)

7 改正前の鳥取県条例附則第四十四項の規定は、昭和四十九年九月三十日までの間に行われた自動車の取得については、なおその効力を有する。